

国保制度を崩壊させないために!!



堀博晴の滞納整理塾

第18回

はじめに

これまで6回にわたって私たちLGNetの仲間たちの取り組みを紹介してまいりました。

今年度の最後は、私が直接お会いしたことがないのですが、本誌のNO613号に登場いただいた佐川町の松原さんの紹介でいの町の松本さんに登場いただきました。

過去のデータを直視し改革に結びつけている様子が伝わってきました。どうぞお読みください。



▲いの町新庁舎完成予想図

いの町

単年度整理の推進による 現年課税分を中心とした取り組み



松本 浩二
(まつもと こうじ)

高知県の町役場
税務課徴収係長

【主な職歴】

- 平成 3年 旧伊野町入庁 住民課配属
- 平成 9年 旧伊野町産業経済課
- 平成11年 旧伊野町ほけん福祉課
- 平成13年 旧伊野町産業経済課
- 平成16年10月 合併によりいの町産業経済課
- 平成17年 環境課
- 平成20年 税務課
- 平成22年 税務課徴収係長

1 いの町とは

いの町は平成16年10月に旧3町(伊野町、吾北村、本川村)が合併した町で、人口は約2万5千人です。高知県中央部に位置し、東は京都

の高知市、北は愛媛県西条市と接しています。石鎚国定公園などの森林や吉野川や日本一水質の良い仁淀川といった四国を代表する河川があり自然の豊かなところです。

2 旧体制からの脱却

いの町でも合併前のそれぞれの町村では「訪問徴収」、「少額分納」、「延滞金免除」のいわゆる徴収三悪が普通に行われていました。しかし、ある人物の異動により転機を迎えることとなりました。その人物というのが高知県内では知人ぞ知る「中嶋隆司」でした。

彼は平成15年4月に旧伊野町税務課の賦課徴収係長に任命されてからまず考えたことが「すべての滞納者宅を訪問するのは非現実的で時間のムダである。もっと効率的な方法はないだろうか。」ということでした。そこから導き出された答えが「当時、地域密着型の市町村職員は絶対にできない」と神話のごとく引き継がれてきた「差押えによる徴収」でした。

また、滞納者が最も嫌がり、ダメージを受ける方法も併せて実践

していきました。例えば、約束を守らない滞納者が「職場に來ないでくれ」と言えば職場を訪問し、「子どもには連絡しないで」とクギを刺されれば子どもにも面談したりなど、あらゆることを実践しました。

3 数字のプレッシャー

平成22年4月に徴収係長の辞令をもらった私は、この間の徴収率の上昇には感動するものがありました。平成15年度に町税で93・8%、国保税で84・9%だった徴収率が、平成21年度にはそれぞれ97・3%、82・9%となっていました。国保税は見た目では下がっていますが、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されたことを考慮すれば立派な数字だと思います。それ以上に、この徴収率を維持、上昇しなければならぬというプレッシャーが掛かってきました。

何をどうやったらいいのかわかりませんでした。滞納者データや過去の実績数値などを限なく見てみると、ふとあることに気付きました。「徴収率は上昇してきたが、未収入金はそんなに減っていないぞ。現年課税分は逆に増えている年度もあるぞ」

額や収入額が上がれば未収入金が増えても上がる場合があります。ある参考書籍が言うように、「滞納繰越額の収入+欠損金額」以上に現年課税分から新規滞納額が入ってくると、結果として滞納繰越額は増えていくことになります。前任者により滞納繰越分については差押え等で一定整理がついている状況下で、私自身がこれからやるべきことは「単年度整理の推進」でした。

4 単年度整理へのシフトチェンジ

「単年度整理」とは当該年度に賦課された租税債権を、その年度内に確実に整理していく考え方で、この考え方でいわゆる滞納繰越率を下げっていくことで見かけだけでなく真の徴収率を上げていく方針を立てました。

平成22年度は、滞納繰越者に対する滞納整理に費やす時間と労力は出納閉鎖後から12月までとし、この間に財産調査を集中的に実施し、納税資力の有無により滞納処分案件、執行停止案件等の仕分けを行いました。恥ずかしながら当町では差押えは大々的に執行してききましたが、執行停止処分は殆ど執行していませんでした。このことがいたずらに滞納繰越分を増幅させている部分もあったので、執行停止に該当するものは執行停止

■徴収率の推移

(単位:%)

税目	年度	21	22	23	24
	個人町民税	現年	98.8	99.3	99.4
	滞納	28.4	31.9	27.2	34.0
法人町民税	現年	99.8	99.9	99.8	99.8
	滞納	32.1	26.6	29.6	43.7
固定資産税	現年	99.2	99.5	99.6	99.7
	滞納	31.7	32.5	33.1	34.9
軽自動車税	現年	98.1	98.8	99.1	99.3
	滞納	37.9	41.5	36.0	31.8
小計	現年	99.1	99.5	99.6	99.6
	滞納	30.3	32.5	30.1	34.4
	計	97.3	97.7	98.2	98.4
国民健康保険税	現年	94.3	95.6	96.0	96.2
	滞納	21.3	27.4	23.2	30.1
	計	82.9	85.0	87.4	88.4

(小計にはその他諸税を含む)

■未収入金額の推移

(単位:千円)

税目	年度	21	22	23	24
	個人町民税	現年	12,311	6,841	5,459
	滞納	24,912	22,161	19,590	14,701
法人町民税	現年	288	216	319	256
	滞納	1,119	176	276	335
固定資産税	現年	10,802	6,872	5,212	4,241
	滞納	20,047	16,560	14,590	11,783
軽自動車税	現年	1,154	738	564	415
	滞納	1,895	1,522	1,257	1,097
小計	現年	24,555	14,667	11,554	10,632
	滞納	47,973	40,419	35,713	27,916
	計	72,528	55,086	47,267	38,548
国民健康保険税	現年	28,724	20,977	22,499	20,765
	滞納	62,716	55,071	50,444	44,205
	計	91,440	76,048	72,943	64,970

■滞納繰越率の推移

(単位:%)

税目	年度	21	22	23	24
	個人町民税		3.4	3.6	2.9
法人町民税		1.3	0.9	0.2	0.5
固定資産税		2.2	2.2	1.7	1.6
軽自動車税		5.4	4.7	3.5	2.9
小計		2.6	2.6	2.0	1.8
国民健康保険税		15.6	15.5	11.8	11.7

(小計にはその他諸税を含む)

とし、早期に欠損処分をするようにしました。そして、1月からは現年課税分に着手し同じように財産調査や納税資力の有無により滞納処分案件と執行停止や即時欠損案件の仕分けを行いました。当然のことながら滞納繰越分、現年課税分とも滞納処分に仕分けされた案件については徹底的にやった関係で差押件数も必然的に増加していきましました。

平成23年度は滞納繰越者への取り組みを1カ月前倒しして11月まで、平成24年度は10月までとして残りの期間は現年課税分への取り組みとしました。町税については効果抜群でした。平成21年度は2.6%だった滞納繰越率は平成24年度には1.8%となり、未収入金も同じく72,528千円が

38,548千円と大幅に縮減できました。徴収率も97.3%から98.4%となり、満足のいく結果でした。しかし、国保税については滞納繰越率が15.6%から11.7%に、未収入金が91,440千円から64,970千円、徴収率が82.9%から88.4%と数字だけ見ればそれぞれ改善はされてきていますが、それでも町税と比較すると今一步という感じでした。この違いの原因は一目瞭然でした。現年課税分の徴収率が町税は99.6%なのに対して、国保税は96.2%と肝心な部分が取れていないからです。もともとの滞納調定額が多かったというのがありますが、町税と同じように差押え等をしてもこんなに差がつくのだと落胆しました。そして、改めて国保税の徴

収の難しさというものも実感しました。5 終わりに
国保税というのは資格がある限り、どんなに収入がなくても課税されますし、収入により課税額が乱高下します。それだからこそ現年課税分のうちから新たな滞納を発生させないようにしないと、「資格証明書」という問題にも発展しかねません。取り組んできたことは決して間違っていないので、今後も継続して「単年度整理の推進による現年課税分を中心とした取り組み」を実践していくことにより、国保税も町税と同じレベルの結果を出すよう係員2名と共に頑張りしたいと思います。最後にになりましたが、当町は「豊かな自然と心に出会えるまち・いの」をキャッチフレーズに誕生した町です。「奇跡の清流 仁淀川」も町内を流れています。高知県にお越しの際には水質日本一に輝いた仁淀ブルーを是非体感してください。



▲毎年ゴールデンウィークに、いの町特産の紙「不織布」を使った“紙のこいのぼり”が奇跡の清流仁淀川で泳ぎます。

企画・監修 特定非営利活動法人 ローカルガバメントネットワーク(LGNet)

堀 博晴 (ほり ひろはる) NPO LG Net理事長、元ヤフー株式会社コンシューマ事業統括本部官公庁担当、昭和42年江戸川区役所に入都 東京都総務局小笠原支庁、同和対策部、災害対策部

主税局足立都税事務所整理第一課長、新宿都税事務所整理第二課長、練馬都税事務所納税課長、課税部軽油特別調査室副参事、徴収部機動整理課長、徴収指導室長を歴任。機動整理課長の時、全国で初めてのインターネット公売を実施し成果を上げる。平成17年4月から「ネット公売を全国に広げたい」と自らヤフーのスタッフ募集に応募し官公庁担当に。インターネット公売の説明に全国の自治体を飛び回る。平成23年よりNPO法人LG Netを設立し、理事長に就任。平成25年3月より八丈町税務課徴収係係長として現場でも活躍中。著書には、インターネット公売のすべて(ぎょうせい)、自治体増収大作戦-インターネットが変えた-(ぎょうせい)がある。厚生労働省国民健康保険料(税)収率向上アドバイザー

おわりに

松本さんも言っているように、国保料(税)の徴収はいろいろな意味で困難さがあります。皆さんも肌で実感していることだと思います。しかし難しいからと言って滞納を放置することはできません。私たちは全国の仲間とつながり困難事案でも情報を交換しながら日々滞納の山を崩すべく頑張っています。皆さんもご自愛され、徴収率向上に向け頑張ってくださいと思います。この1年お付き合いいただきありがとうございます。 祈：現年分最下位脱出!!